

◆H27 年度新規・拡充要求◆

社会保障・税番号制度実施に伴う、通知カード及び個人番号カード発行業務等の一括委任に係る負担金

堺市は、通知カード及び個人番号カードの発行等にかかる業務については、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）へ一括委任することとするため、そのための負担金を要求します。

一括委任の対象業務は下記の予定です。

- ①通知カード等印刷業務・・・通知カード及び交付申請書などを印刷し、全住民に発送する。
- ②申請受付処理業務・・・個人番号カードの交付申請を受け付け、カードの発行等に必要となる交付システム内容をシステムに登録する。
- ③個人番号カード発行業務・・・個人番号カードとなるICカードの調達を行い、カード交付通知書の出力、個人番号カードへの電子証明書等の書込みや発送を行う。
- ④電子証明書の鍵ペアの生成業務・・・個人番号カードに格納される公的個人認証サービスの電子証明書に係る鍵ペアの生成を行う。
- ⑤コールセンター業務・・・電話等にて住民の届出を受けて個人番号カードの一時停止及び電子証明書の一時保留を行う。

また、業務を一括委任した場合の効果としては、次のとおりです。

- ・カードプリンター等の設備を一括してJ-LISが準備するため、これらの設備が不要となる。
- ・ICカードを一括で調達するため、単価を抑えることができる。
- ・ICカードの在庫管理が不要となる。
- ・カード発行設備の統一化により、個人カードの品質を一定に保つことができる。